

令和2年4月1日

筑紫女学園大学

公的研究費による取引に関する基本事項

筑紫女学園大学(以下「本学」という。)において公的研究費によって執行する経費は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成26年2月18日改正)」に基づき、公正かつ効率的に使用することとしております。

これにより、社会規範、法令、学内規則その他の執行ルール並びに下記の事項を遵守する者とのみ取引させていただきます。

記

- 1 次の不適切な取引を行わないこと。
 - (1) 預り金(本学担当部署が事前に了解したものを除く。)
取引業者に架空取引を指示するなどして、虚偽の請求書等を作成させることにより公的研究費を支出させ、そのお金を取引業者に管理させる行為
 - (2) 取引事実と異なる書類の提出(書類の差換え、品替え、品転など。)
取引業者に虚偽の請求書等を作成させることにより公的研究費を支出させ、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させる行為
 - (3) 期ずれ(支払記述の不明確な取引を含む。)
過年度に納品となって物品の支払いを当該年度に請求し、支払いを受ける行為
 - (4) 将来の売買を前提とした貸出(本学担当部署が事前に了解したものを除く。)
- 2 物品でない特殊役務(修理修繕・機器調整・プログラム開発・印刷等)に関しても物品と同様の検収(立会等)を行うため、伝票とともに「作業報告書」「完了報告書」等を提出すること。
- 3 本学の教職員から不適切な取引を行うことを要求された場合には拒絶し、本学の通報窓口(法人総務部)へ連絡すること。
- 4 次の取引を行う場合には、事前に本学の担当部署(大学総務班)の了解を得ること。
 - (1) 物品等の貸出
 - (2) 物品等の無償提供(宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものを除く。)
- 5 本学が不適切な取引の事実関係を調査する場合は、全面的に協力することとし、取引記録に関する帳簿等を求められたときは、提供すること。
- 6 取引が不正・不適切であると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じても異議を唱えないこと。

以 上